

久米田中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

目 次

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方	3
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 今日のないじめに対するとらえ	
4 いじめ防止のための組織	
5 取組状況の把握と検証（PDCA）	
6 年間計画	
第 2 章 いじめ防止	6
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
第 3 章 早期発見	8
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
第 4 章 いじめに対する迅速な対応	9
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた生徒又はその保護者への対応	
4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 いじめの解消に向けて	
8 重大事態への対応	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった生徒も1割程度であり、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめ防止のための組織

- (1) 名称「いじめ不登校対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主担者、各学年主任、各学年生徒指導、養護教諭、生徒支援 Co、生徒会主担、教育相談主担、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて関係機関
- (3) 役割
 - ア いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク いじめ防止基本方針の見直し

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は毎月1回年12回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

6 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立久米田中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年生	2 年生	3 年生	学校全体
4 月	入学式・始業式 保護者・生徒への相談窓口周知 休み明けアンケート 生活環境調査票により把握された生徒状況の集約	始業式 保護者・生徒への相談窓口周知 休み明けアンケート 生活環境調査票により把握された生徒状況の集約	始業式 保護者・生徒への相談窓口周知 休み明けアンケート 生活環境調査票により把握された生徒状況の集約	「いじめ防止基本方針」のHP更新 各月でのいじめ不登校対策委員会 社会測定用尺度分析とアンケート分析 1 学期と3 学期にQUを実施 毎週くめろんタイムでソーシャルスキルトレーニングを実施
5 月	家庭訪問による家庭状況把握 宿泊学習（集団づくり）	家庭訪問による家庭状況把握	家庭訪問による家庭状況把握	
6 月	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談 修学旅行（集団づくり）	
7 月	保護者懇談会（家庭での様子の把握） 1 学期振り返りシート	保護者懇談会（家庭での様子の把握） 1 学期振り返りシート	保護者懇談会（家庭での様子の把握） 1 学期振り返りシート	

8月	始業式 休み明けアンケート	始業式 休み明けアンケート	始業式 休み明けアンケート	各月でのいじめ不登校対策委員会 社会性測定用尺度 分析とアンケート 分析
9月	文化祭 (集団づくり)	文化祭 (集団づくり)	文化祭 (集団づくり)	
	体育祭 (集団づくり)	体育祭 (集団づくり)	体育祭 (集団づくり)	
11月	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	
12月	合唱コンクール (集団づくり)	合唱コンクール (集団づくり)	合唱コンクール (集団づくり)	
	保護者懇談会(家庭での様子の把握) 2学期振り返りシート	保護者懇談会(家庭での様子の把握) 2学期振り返りシート	保護者懇談会(家庭での様子の把握) 2学期振り返りシート	
1月	始業式 休み明けアンケート	始業式 休み明けアンケート	始業式 休み明けアンケート	各月でのいじめ不登校対策委員会 社会性測定用尺度 分析とアンケート 分析
2月	教育相談 社会性測定用尺度 生活アンケート	教育相談 社会性測定用尺度 生活アンケート	社会性測定用尺度 生活アンケート	
3月	年度振り返りシート	年度振り返りシート	卒業式	

第2章 いじめ防止

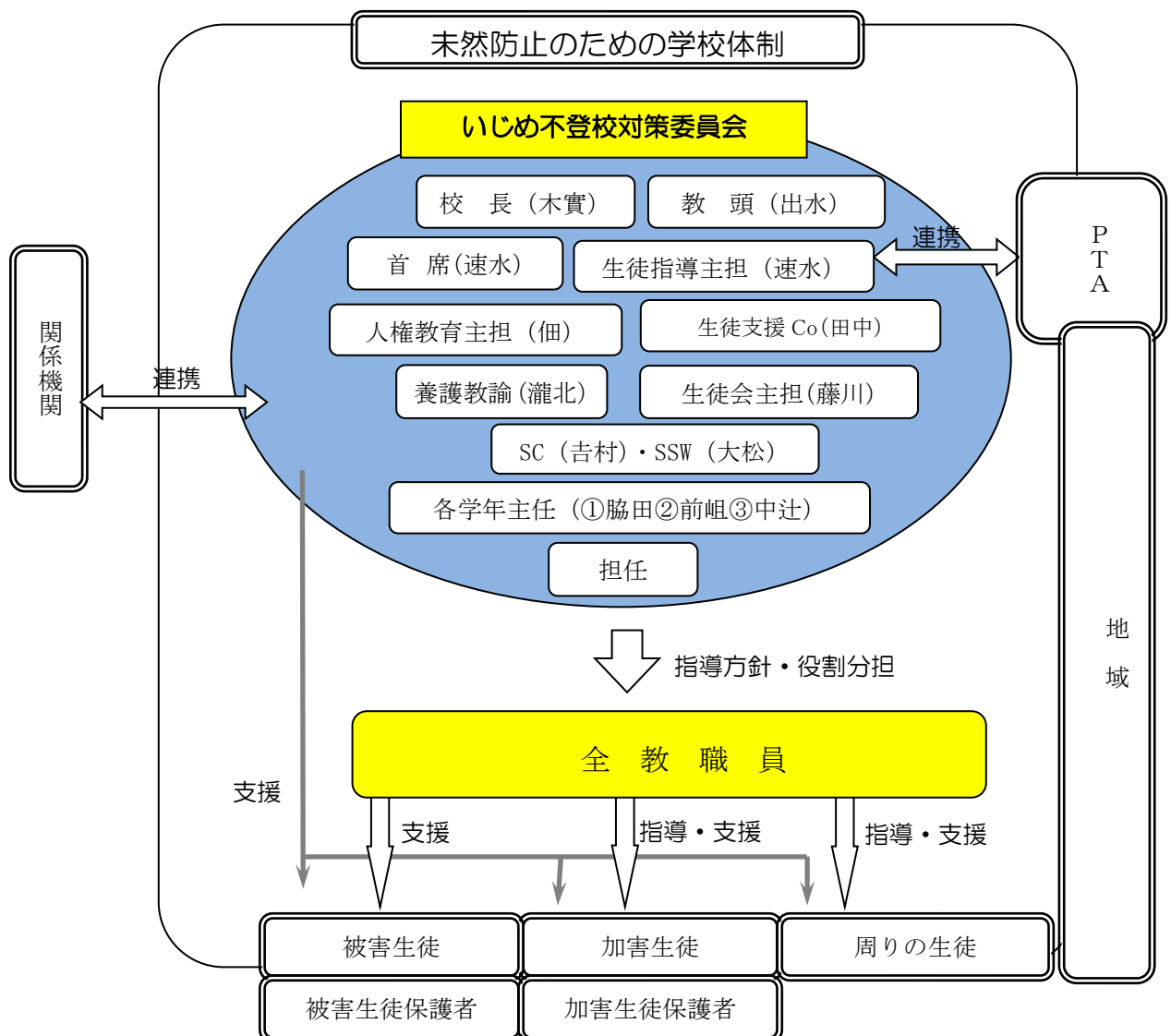
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめの特性を十分に理解し、教職員が生徒の状況を共有することを徹底し、些細なことでも生徒に声をかけ積極的な生徒理解をすることで未然防止、早期発見につなげる。また、校内外の関係諸機関、専門職の特性を理解し、適切な支援体制を構築する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、そのような環境を整えることは自尊心や自己肯定感の高まりにもつながる。くめろんタイムという、ソーシャルスキルトレーニングを毎週1回朝の時間に実施する。
- (3) いじめは校内だけで起こりえるものではなく、どこでも、いつでも起こりえるものとして理解し、保護者やP T A、地域との連携を密にすることが不可欠である。



第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。更に、昨今ではSNS、ネットなど匿名の誹謗中傷も多く、いじめの隠匿性だけでなく、拡散性もあり根絶しがたい状況にある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 第一に生徒理解に努めることが当然であるが、普段からの生徒との関わりや教育相談など直接的に得た見解に止まらず、生活アンケートやQJなどのアンケートを実施する。生活アンケートについては、すぐに確認をして、被害の訴えや気になることを書いている場合は、学年職員と係で情報共有し、すぐに対応する。QJについては、検討会を設ける。これらの全ての結果を全職員で共有する。個々の生徒の状態や学級、学年の状況を共有し、些細な変化にも気づくことができる環境を整える。また、全教職員が積極的な生徒理解に努めることで生徒が安心して相談できる信頼関係を築いていく。
- (2) 平素から保護者との連絡を密にし、校内では見せない生徒の一面も知ることで早期発見につなげる。また、地域との連携も登下校の様子や普段の生徒の様子を知ることができる大切な関係であることを認識し、連携していく。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

7 いじめの解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」と判断するためには、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要がる。なお、解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性を十分にふまえ、日常的に注意深く観察する必要もある。

8 重大事態への対応

学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命，心身又は財産に重大な被害心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席するいじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は，重大事態が発生した場合，公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ，事態発生について報告する。

学校は，重大事態が発生した場合には，直ちに学校の設置者に報告し，学校の設置者は，その事案の調査を行う主体や，どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は，学校が主体となっていく場合と，学校の設置者が主体となっていく場合が考えられるが，従前の経緯や事案の特性，いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ，学校主体の調査では，重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には，学校の設置者において調査を実施する。